長久手市障がい児・加配児保育実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、長久手市が定める保育に必要な事由があり、心身障がいを有する児童（以下「障がい児」という。）又は発達や発育に遅れがあるなど、個別の支援を必要とする児童（以下「加配児」という。）の保育を他の児童と同じ集団に一員として実施し、相互の健全な育成並びに障がい児及び加配児の福祉向上を図ることを目的とする。

（対象児童）

第２条　障がい児保育又は加配児保育（以下「障がい児等保育」という。）の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当する者を原則とし、障がいの程度によって考慮する。

⑴　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号に規定する者

⑵　３歳児クラス以上で、保育での個別支援を必要とする児童。

⑶　発達や発育に遅れがあるなど、個別支援が必要な児童または一般的に中軽度までの障がいがあり、保育園での集団生活が可能な児童。

⑷　別表の長久手市障がい児・加配児保育入園基準（以下「基準」という。）の適応範囲内の児童。

第３条　障がい児等保育を実施する保育園（以下「実施保育園」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置
上郷保育園	長久手市前熊前山173番地2
色金保育園	長久手市岩作中島13番地
長湫東保育園	長久手市東狭間703番地
長湫西保育園	長久手市作田二丁目1701番地
長湫北保育園	長久手市鴨田1001番地2
長湫南保育園	長久手市砂子1204番地
アスクはなみずき保育園	長久手市仲田1609番地
市が洞保育園	長久手市市が洞一丁目401番地
アインながくて保育園	長久手市山桶117番地
アートチャイルドケア長久手保育園	長久手市東原山46番地101
てとろ北保育園	長久手市池田61番地4
ALL4KIDSナーサリース	長久手市市が洞二丁目801番地

クール長久手	

２　障がい児等保育の実施に当たり、前項に定める実施保育園には、対象児４人に対し原則１人の保育士を配置する。ただし、障がいの程度によって考慮する。

（申請等）

第４条　障がい児等保育の申請等の手続には、長久手市保育所入所等に関する様式を定める要綱第２条の規定を準用する。

（入園児審査）

第５条　市長は、前条の申請に基づき、障がい児等保育の可否については、障がい児・加配児審査会を設け、基準に基づき審査の上、決定する。

２　前項に規定する審査会は、指導保育士、保育園園長、こどもの発達相談室職員及び市の保育担当課職員をもって構成し、必要に応じて関係機関等からの意見を求めることとする。

（在園児審査）

第６条　市長は，以下のいずれかに該当する場合は、前条に規定する障がい児・加配児審査会に諮り、障がい児等保育の可否を判断する。

⑴　在園児で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳を取得した児童

⑵　在園児で、障がい児等保育の必要性の有無について当該児童が所属する実施保育園が判断した児童

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２４年２月６日から施行する。

２　この要綱の施行の際、現に入園決定を受けている障がい児は、この要綱の規定に基づいて入園決定されたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。なお、本要綱第３条に規定するアスクはなみずき保育園における障がい児保育の実施は、平成２５年６月１日からとする。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和２年１０月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月1日から施行する。なお、本要綱第３条に規定する、てとろ北保育園及びALL4KIDSナーサリースクール長久手における障がい児又は加配児保育の実施は、令和６年４月１日からとする。

附　則

この要綱は、令和８年９月１日から施行する。